

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

<b>建設常任委員会会議録</b>			
日 時	平成11年 9月24日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時 5分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	久末委員長、古沢副委員長、松本・大畠・新野・八田・武井・岡本・高橋各委員		
説明員	水道局長、土木部長、土木部参事、建築都市部長、用地対策室長、築港地区再開発室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長及び主幹		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

**委員長**

開会宣告。署名員に八田・高橋両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より報告を受ける。

「平成11年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会の報告について」

**水道局総務課長**

9月3日に開催された平成11年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会において、平成10年度水道用水供給事業会計決算について審議された。

決算状況については、資本的収入額23億2,409万3,098円、資本的支出額22億9,558万4,650円である。

建設事業の概要としては、送水管の布設1,675.7m、当別ダム負担金9億1,000万円、その他に送水管予定路線測量の実施設計委託等である。議案は全会一致で認定された。

**委員長**

議案第21号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案」、第23号「工事請負契約について〔公営住宅新築工事（入船団地）〕」、第24号「訴えの提起について」

**住宅課長**

議案第21号について

10月末に完成予定の桜E住宅2号棟に集会所を設置したため、集会所管理委員会に管理を委託するための条例改正である。なお、委託先の同管理委員会については、1号棟、2号棟の入居者から選出する。

議案第23号について

入船団地新築のための工事請負契約を契約金額2億6,145万円をもって阿部・近藤・辻共同企業体と締結するためのものである。この住宅は単身高齢者向け住宅であり、3階建て24戸の内1戸が集会所である。また、エレベーターの設置をはじめ、暖房、調理器具等のオール電化、玄関前の空調室による除雪負担の軽減や、介護者が宿泊できるように2室を確保した2DKタイプと高齢者に配慮した設計となっている。

議案第24号について

桜東住宅に木村美代子ほか2名が入居している住戸の明渡し及び滞納家賃等支払の請求の訴えを起こすものである。本人は、昭和56年4月に入居したが、昭和59年頃から滞納が発生し、再三の催告や支払命令に対して不定期に納入がありましたが、分納誓約がすべて不履行になるなど、滞納が解消することなく増え続けている。その後も、休日、昼夜を問わず職員が訪問したが、ほとんど不在で連絡もなく、当人の勤務先に電話をするなどしたがまったく誠意がなく、平成7年7月から平成11年8月までの滞納月数50ヶ月、滞納額109万7,250円となっている。したがって、自主的に滞納家賃の納付を履行することは困難であると判断するとともに、早期に住宅の明渡しを行うことにより、新しい入居者用として住戸を確保し供給するため、この度、訴えの提起をするものである。

**委員長**

議案第22号「小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」について

**水道局次長**

市水道事業等の設置等に関する条例第3条第1項中、水道事業に関わる給水人口は、21世紀の目標人口に基づき20万人を16万人に、1日最大給水量108,000立方メートルを86,400立方メートルに改正するものである。

また、下水道事業については中央処理区の塩谷、色内、高島、於古発、朝里の各地区と銭函の6地区で合計66.6haの拡大により、処理区3,411.1haを3,477.7haに、処理人口は都市計画人口の見直しに伴い16万7,570人を15万2,640人に改正するものである。

**委員長**

一括質疑に入る。

**古沢委員**

**旧蘭島川河川改修工事について**

2級河川であることから土木現業所が実施する工事であるが、本市はこれにどう関わってきたのか。

**土木部水沢主幹**

本市としては、土現の工事計画を地元流すなど調整役として参画してきた。

旧蘭島川の整備後は、市が維持管理を行うことになり、河川管理者となる本市としては、地域からの意見も土現が主催する地元説明会において、ある程度反映されているという認識を持っている。

**古沢委員**

整備計画の中には河川上流部に「水辺の学校」を整備するとあるが、この施設は道が管理するのか。

**土木部水沢主幹**

施設は、2級河川である蘭島川本流の施設として設置されるものであり道が管理する。

**古沢委員**

工期について確認したい。

**土木部水沢主幹**

土現に確認したところ、旧蘭島川の改修工事については平成11年度に国道から上流側の護岸補修や国道下の本川との合流点における污泥処理等を行う予定である。平成12年度以降については護岸、散策路、管理用道路を施工する。

本川の事業計画については、平成11年度に塩谷蘭島山手通線との取付け部分の落差溝整備を行う。また、水辺の学校についても、今年度から施工予定である。

平成12年度については護岸整備のための掘削工事を一部実施すると聞いている。

**古沢委員**

蘭島川の悪臭については、企業廃水の垂流しが一因となっており、先日、土現が主催した地元説明会でもこの問題が取り上げられていた。土現では企業と協議をしながら対策に取り組むことも可能であると地元住民に説明していたが具体的対策を示せ。

**土木部水沢主幹**

悪臭の要因には、家庭雑排水や企業汚水等が原因と考えられる。

悪臭を完全に解消することは不可能に近いが、その中で実施する対策は、排水捌け口に砂利等を敷くことによって、廃水を一旦ろ過し、河川に流すことで悪臭を軽減する。

企業廃水については、水質基準を満たしており、下水道の布設替えをするにも費用がかかるという事情から現状のままできた。地元住民の改善要望もあることから、関係部局と協議しながら悪臭解消に努めて参りたい。

**古沢委員**

季節によっては悪臭が強く、雨が降ったときにヘドロが下流まで流れ込んでくるということなども地元住民から聞いており、具体的な対策を実施するのであれば、こうした住民の聞き取りを行いながら対策を講じてもらいたい。

工事区間には、現在、5本の橋が架けられている。その内3本は錆がひどく老朽化しており、車一台がやっと通行できるような狭い橋であるため、河川改修工事に併せて架替えなどを検討する考えはないのか。

**建設課長**

確かに老朽化しており、古いもので昭和26年建設という橋もある。河川改修工事とともにすべての橋を架け替えることは財政上困難なため、今後は年次計画を立てながら順次手当てしていきたいと考えている。

**古沢委員**

年次計画における実施初年度はいつごろか。

**建設課長**

早ければ来年度からとなる。

**古沢委員**

地元住民は、旧蘭島川の改修工事に併せて生活に密着した整備を行ってほしいという意向を持っている。

例えば、散策路にはベンチや花壇を設けるなど、親水性を持たせた整備を希望する声が多く、中には河川敷地に公園を設置できないかという具体的な考えもある。こうした公園の維持管理が市でできないのか。

**土木部水沢主幹**

河川敷地には管理用通路と兼用の散策路を設けるが、面積的に公園構想は難しいと考える。散策路の扱いについては、多くの住民要望があるため、今後、設置者と協議を重ねて参りたい。

**古沢委員**

**市営住宅再生マスタープランについて**

21世紀プラン基本構想の中で、平成19年度に住宅総数が7万250戸と、平成12年度以降19年度までの間に2,300戸程度は増加すると見込んでおりながら、市営住宅再生マスタープランでは公営住宅管理戸数が減少している。これは持ち家依存型の計画であると考えているがどうか。

**住宅課長**

確かに持ち家が増えているが、平成7年国勢調査における持ち家や公営、民営住宅の入居状況を基に将来の推計を行っている。

**古沢委員**

公営住宅法には、新たに建設すべき公営住宅戸数の要件規定があり、これをクリアしていないと建設省の承認を受けられないとなっている。マスタープランの基本スケジュールには団地ごとに管理戸数、入居人数、再生戸数が示されているが、この要件規定に当てはまらないのではないか。

**住宅課長**

建替事業については、法定建替のほか任意建替があり、本来は建設大臣の許可があるが、任意の場合は一旦用途廃止、新規住宅を建てるといった方法もある。また、現在の管理戸数を下回る手法もある。

**古沢委員**

**住宅施設整備費について**

10年度住宅使用料決算額は6億1,046万円となっており、これに対して11年度は1,186万円減の5億9,860万円となっている。また、10年度施設整備費決算額は2億2,102万円となっており、今年度は1億8,000万円である。

住宅使用料の減額分を施設維持補修費で穴埋めするものと考えていたが、施設整備費は今年4,000万円も減額することになっている。これは減額しすぎであり、平成11年度の市営住宅維持補修に対する市の姿勢の表れかと考えるがどうか。

**住宅課長**

外装や衛生設備関係の計画的事業は進めていかなければならないと考えているが、11年度については家賃制度の改正もあり、使用料が大幅な減少となる。その中で改修事業については、危険箇所など緊急性を優先し、限られた予算の中で進めていかなければならないと考えている。

**古沢委員**

全体の施設整備費は、ここ数年大幅に変わっていない。大型の修繕があるからといって予算的に凹凸があるのではなく、だいたい同じレベルで推移してきているが、今年に限っては家賃収入で落ち込んだ分を修繕費に持っていかれるのを押さえ込もうと減額したものではないか。

平成10年度の施設整備費の内、除排雪費に要した額を示せ。

**住宅課長**

197万円程度となっている。

**古沢委員**

実に住宅会計予算の0.8%である。団地内道路の除排雪に維持補修費からは1円も落ちていないということではないか。第2回定例会で、高齢者の多い団地内道路の除排雪は、機械除雪を含めて強化すると表明したのは一体どういうことなのか。

**住宅課長**

団地内の除排雪については、方法や費用を含めて総合的に検討させてもらいたいと答弁した。

**古沢委員**

除排雪費は、維持補修費から支出されるのか。

**住宅課長**

その考えである。

**古沢委員**

団地の入居者から聞いた話だが、市が行っているこれまでの除排雪は、団地内道路の縦通りが実施されていないにも関わらず、玄関先だけの除雪が所々行われているとのことである。縦通りの除排雪が行われてこそ、玄関先の除排雪が生きるのではないかと考えるが、この点も含めて今年の冬から改善、強化を求めている。今年度予算では維持補修費が4,000万円も減額されている中で、本当に実施できるのか再度確認したい。

**住宅課長**

仮に今年度から実施することになれば、維持補修費から支出することになり、来年度から実施することになれば、新年度施設整備費で計上することになるかと考える。

11年度から実施するかどうかについては、先ほど申し上げたとおり、総合的に判断しながら検討させてもらいたい。

**古沢委員**

第2回定例会に、機械除雪も含めて改善方検討したいと答弁していたと思うが、実際に今年の冬から実施するのか。

**建築都市部次長**

高齢者の多いオタモイ団地の除排雪について提言を受けたが、現在、検討していることはメイン道路ということではなく、玄関先の通路を主として考えており、雪の量が多いことから、機械除雪は小型の手押し式ロータリーで雪を飛ばすことを想定し、業者委託することで検討したいという意味で答弁させてもらった。

**古沢委員**

メインの縦道路は場所によっては先が行き止まりとなっている箇所もあり、車が迂回して頻繁に利用される道路ではないが、まさに生活道路であって命の道路である。冬場に一度も除雪が入らず、日々往来しなければならない入居者にとっては、切なる願いでもあることから検討してもらいたい。

**建築都市部次長**

住宅課の予算の中で実施するにも、すべてをカバーできるわけではないため、土木部と相談し、現地の状況

などを見ながら工夫したい。年に定期的にも実施するなど、大規模にも実施することは急には無理だと考えている。

#### 古沢委員

オタモイ団地は、窓や玄関など開口部の傷みが共通してひどいにも関わらず、いずれ建替えられると考えている入居者は、自ら市に修繕を求めないため、市の方から積極的に修繕を行ってはどうか。

#### 住宅課長

入居者から指摘を受ける箇所もあるが、市内全体の状況を比較しながら老朽化の激しい箇所から計画的に実施することが必要であると考えている。

#### 古沢委員

##### 議案第24号「訴えの提起について」

訴える相手方の家族構成、本人の職業、本人の年収、同居家族の職業及び年収を示せ。

#### 住宅課長

本人は50歳、年収120万円ほどの有職者である。また、年収約200万円の長男と長女の3人家族である。

#### 古沢委員

滞納月数及び滞納額総額、これまでにやってきた納付催告の回数を示せ。

#### 住宅課長

滞納月数は8月現在で50ヶ月、滞納金額は約109万8千円である。昭和56年に入居し、滞納は59年から発生している。経過としては職員が月に4回程度、最低でも1～2回は本人と接触を図る努力をしているが、本人不在が多いという状況で職場に訪問したり、電話催告を行うことで接触に努めている。

#### 古沢委員

勤務先に催告電話をしたが、本人に誠意がないと説明があった。これは直接本人と話ができたということか。また、途中で分納があった以降に直接本人と面談できたことがあるのか。

#### 住宅課長

担当者から話を聞いたところでは、本人の勤務先に電話をすると、仕事中という理由で途中で電話を切られたりするなど、来られると迷惑であるという態度であり、コンタクトを取るにも時間をつくってもらうとか、会う約束をしてもらおうといった状況であり、その点からして誠意がないと言わざるを得ない。

平成8年11月に裁判所から支払命令が出て、平成9年9月に3万円、同年12月に3万2千円と、約1年間かかって分納してもらっている。その間に接触を試みたが誠意が見られず、特に平成8年度以降については、毎月、催告文書を出したり、電話もしているが結局不在という状況である。

#### 古沢委員

私は議員になる前に道税の徴収部門で長く仕事をしてきたが、滞納の裏側にある生活を知らずに、強制処分をするわけにはいかないというスタンスで仕事をしてきた。今回の場合も、単なる悪質滞納者とは違った何かの事情があるのではないかと感じる。30歳の長男が年収200万円というのは、年齢からすると水準が低いことから、障害者という特別の事情を抱えている場合も考えられる。

税金の立場からいうと、国税徴収法第76条により、年収120万円の者に滞納処分を執行できないことになっている。他に財産があれば別であるが、月額20万円を超えていなければ、差し押さえの対象にならない。そこまで市は調査をして訴えに出たのか。

#### 住宅課長

住宅使用料については、あくまでも受益者負担となっており、民法上の契約で拘束されているため、仮に本人に財産があったとしても差し押さえをするといった強制執行はできず、今回のように訴えの提起という形で対応せざるを得ない。

## 古沢委員

行政に自力執行権を付与されている税務ですら、強制処分は法律上できない所得水準であり、しかも色々な事情が考えられることから、もう少し面接、面談を行い生活の状況を把握してもらいたい。

## 住宅課長

もちろん本人のために事情を考慮することが前提ではあるが、滞納から50ヶ月以上経過しており限度がある。どこかで線引きも必要となってくる。

本人が申し出てくれれば話の中で説得するなり、状況を含めながら説明することもできる。今後も本人と接触を図りたいと考えている。

## 武井委員

### 議案第24号「訴えの提起について」

前回、訴えの提起をした者の滞納状況は、滞納月数68ヶ月、滞納額144万円程度であった。家族構成や収入ベース等を今回と比較した場合、支払い困難な世帯はどちらと考えるか。

## 住宅課長

資料が手元がないので、収入や家族構成を示すことはできない。入居する団地によって家賃が違うため一概には比較できない。

## 武井委員

訴えの提起については、過去に多数の例があった。皆同じ市民権があるので、今後も十分に内容を精査したうえで実施をしてもらいたい。

### 台風対策について

各地で大きな被害を出している台風18号は、明朝、本市に上陸するらしいが、各部では対策を考えているのか。

### (土木) 鶴淵次長

気象協会の「マイコス」という気象情報を利用しながら工事に伴う災害防止を行う。各工事現場においては、水害や強風等の被害を受けないように点検指示を出している。

土木施設での災害防止と災害後の対応については、部内で「災害時における土木職員の非常配置等要綱」をつくり、それに基づいて一次体制から三次体制まで取れる形になっている。

災害を被った際は、職員対応と同時に業者対応を強化しており、緊急対策として市内3地区3社に分けて、いつでも現場へ出動できる体制を取っている。

### 建築都市部次長

土木部等から事前に情報をもらいながら対応する。工事中の現場では、発注した公共建築物である団地や学校等では、風や雨水の影響を受けやすい建築物が数カ所あるため、現場の者には、それらに十分対処できるよう指示を出している。また、開発行為等において、民間企業が団地造成を行っているが、午前中から現場をパトロールしており、直接現場のほうに指示している。

工事現場とは別に市が管理している公営住宅については、全箇所職員を配置するわけにはいかないので、管理人と連絡を取りながら随時対応していくことも考えている。

### 水道局次長

災害時には土木部同様、業種別に業者対応を依頼することも想定している。

浄水場の水が濁る恐れがあり、飲料水に影響がでないように、薬品注入作業を行う必要が生じるため、勤務態勢を強化していきたい。

## 武井委員

工事現場については、巡回パトロールを強化していきたい。

水道局職員がいない夜間に問題が生じた場合の対応について

朝里ダムの増水対策について

現在、工事中の現場での崖地対策について

独居老人が入居する団地等の対策について

## 水道局次長

本管が破裂したときなどは、宿直から職員のところへ連絡をする体制を取っている。

ダムは道の管理になっているが、洪水対策として既に放流が完了しているとのことである。

## 土木部次長

崖地や河川氾濫の恐れがある箇所の一覧を作成し、パトロールを行っている。

## 住宅課長

管理人に確認してもらう等の方法を考えている。

## 武井委員

### オタモイ厚生住宅の改善・改築計画について

実施計画はあるのか。

## 住宅課長

オタモイF団地の厚生住宅については、管理戸数12戸で、現在7戸入居している。広さは1DKタイプと非常に狭いため、建替の中で2DKタイプにすることで考えている。

## 武井委員

高齢者といえ、テレビや洗濯機等の家電製品は普通の世帯と同様に皆持っている。現地を見てきたが、所狭しと物が置かれており、冬場はストーブにより火災を起こしかねない。また、入浴設備もない。高齢化率が高い本市としては、住宅ひとつ取ってみても高齢者対策が貧弱である。憲法にも謳っている「文化的で快適な生活」が送れるようにいち早く改善願いたい。

## 建築都市部長

マスタープランでは老朽化、狭隘化している住宅の建替えが先決である旨を趣旨としている。指摘の点では重要であると受け止めており、その考えに基づいて入船団地を建設した。今後は社会的状況や市の財政を考慮しながら、積極的に建替えを進めて参りたいと考えている。

## 武井委員

### 入船の特定目的住宅について

入居資格に制限があるのか。

## 住宅課長

基本的には60歳以上の単身高齢者向け住宅である。所得制限を設けているが、大半の方はクリアーしている。

## 武井委員

家賃と駐車場料金を示せ。

## 住宅課長

家賃算定基礎となる収入区分は8区分あり、大方が1区分に該当する。この1区分で言えば月19,200円程度である。

駐車場については、10台程度確保したいと考えている。料金については、月2,540円となる。

## 武井委員

自治会に対する駐車料金の還付金の率は一般住宅と同じなのか。

**住宅課長**

自治会が発足されれば1割還元となる。

**武井委員**

除雪対策はどう考えているのか。

**住宅課長**

高齢者専用住宅ということで福祉的要素があることから、福祉部や保健所等と連携を図りながら方法を検討しなければならないと考えている。

玄関先の雪については、できるだけ住宅の建築構造によって除雪の軽減を図りたい。駐車場については、今後、検討したい。

**武井委員**

1割の還元金は、除雪費として使用しても構わないのか。

**住宅課長**

除雪費に充てているのが実態である。

**武井委員**

入居時期はいつか。

**住宅課長**

来年7月に完成し、8月に入居開始と聞いている。

**武井委員**

高齢者専用住宅であるから、救急車等の出入りが多い住宅になると予想されるため、以上については慎重に取り扱ってもらいたい。

**高橋委員**

**建築基準法の一部改正について**

本年5月1日から施工されているが、内容について説明せよ。

**建築指導課長**

確認検査業務の民間への移行が最も大きい内容となっている。従来は特定行政庁たる市が検査業務を行うという内容であったが、5月1日以降は国または道の指定を受けた民間の確認機関でも業務ができると改正になった。

**高橋委員**

その業務は、どのような資格を持つ者が行うのか。

**建築指導課長**

従来は国家試験に合格した建築主事であったが、今後は建築基準適合判定の検定に合格した場合に判定資格者となり、建築主事と同等の業務ができることになっている。

検定を受ける資格は1級建築士合格者で、行政における確認業務を2年以上の実務経験がある者となっている。

**高橋委員**

民間指定機関の決定はどこが行うのか。

**建築指導課長**

民間機関ということではあるが、公正な検査が行わなければならないことから、民間の業務エリアが1県であれば道知事、2県以上にまたがる場合には建設大臣が厳正な審査の後に決定する。基本的には民間機関が申請し、審査の後に指定を受けることになっている。

**高橋委員**

従来の確認検査業務の効力は全く同じと理解してよいか。

**建築指導課長**

そのとおりである。

**高橋委員**

窓口は市でも民間指定機関でもよいということか。

**建築指導課長**

民間指定機関の業務エリア内であれば確認検査を申請できる。

**高橋委員**

確認検査において自治体ですら多少のばらつきがあると聞くが、民間が参入することによって法解釈の相違等が生じ、取扱いに差が生じる恐れはないか。

**建築指導課長**

確かに法解釈については様々であり、通達も出されている。北海道を業務エリアとしている企業は今のところないが、そのような動きがあれば十分な協議が必要となってくると考えている。

また、公正な審査がなされるために、従来、建築主事の裁量によって審査していたものについても一部許可制に移行し、その裁量を制限するという事も政令改正の中で行われているところである。

**高橋委員**

民間機関が確認検査した後に特定行政庁が再審査し、何らかの不備があった場合などはどのような取扱いになるのか。

**建築指導課長**

法改正後4ヶ月経過しているが、詳細な情報が未だに入っていない。最終的には判例が出ないと何とも言いえないという建設省の見解である。

検査を市で行った際に法と相違していることが判明した場合、行政の方で民間機関で行った確認を取り消すこともできると聞いている。それに対する損害賠償の件については、民間機関においてどの程度対応するのか細部が詰めきられていない。

**高橋委員**

建築相談の件数を示せ。

**建築指導課長**

相談内容としては、建築敷地と接する道路の関係や隣接地の雪に関するトラブル等があり、相談件数は平成10年度で480件程度である。

**高橋委員**

**連担建築物設計制度の創設について**

この制度の内容を説明せよ。

**建築指導課長**

政令の中で創設された制度である。従来、団地を建築する場合には、ひとつの大きな敷地の中に一団地の認定を受け、審査を受けた後に建築できることになっているが、今回の制度では、新築の建物ではなくても敷地に既存の建物があり、その敷地と地続きの敷地に建物を建築する場合、既存の建物の敷地と同一の敷地として確認申請を出せるという制度である。

既存の建物で容積率に余裕がある場合、その分の容積率を使って隣の敷地に建物を建築することができるという内容である。

単に2つの敷地を含めて審査するというのではなく、それぞれの建物での居住環境を保全するためにも、制度に対応する要領を各行政庁でまとめ、それにあった認定を行うことになる。

**高橋委員**

法改正後、この制度の利用はあったか。

**建築指導課長**

数件の相談はあったが、本市として連担建築物設計制度の認定基準を検討しているところであり、できるだけ早く相談に対応できるような内容に詰めていきたいと考えている。

これについては、本市だけではなく全道的な各行政庁間の連絡調整が必要であり、現在、情報収集に努めている。

**シックハウス症候群について**

市の認識について聞きたい。

**建築課長**

シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドの含有が危惧される内装材や塗装剤については、市の公共建築物においても使用されていることから、今後、研究したいと考えている。

**高橋委員**

公営住宅において症状が出たと報告されているか。

**住宅課長**

確認はされていない。

**高橋委員**

**中央通土地区画整理事業について**

現在の進捗状況と完成年度について示せ。

**(活対) 嶋田主幹**

土地区画整理事業全体の進捗状況については、平成11年度末で概ね50%であり、完成予定は平成15年と考えている。

**高橋委員**

中央通地区の沿道は所々に空いた土地があり、いわば虫食い状態にある。現在のこの状況を説明せよ。

**(活対) 嶋田主幹**

平成7年から9年にかけて市が民間宅地約5,327㎡の先買いを行った。この土地に建物がないために虫食い状態になっている。これは換地をするために事前に買った土地であり、やむを得ないものと考えている。

**高橋委員**

事業完了後のまち並みのイメージを簡単に説明せよ。

**(活対) 嶋田主幹**

小樽駅前の賑わいや潤いといった人の回遊を見据えた整備を行う。建物の共同化により土地の有効利用を図る等、街路と一体の空間のひとつとして整備を行うが、地元の生活を基本としているため、住民と協議しながら事業を進めていく。

**高橋委員**

メインとなる建物や広場等があるのか。

**(活対) 嶋田主幹**

駅前通のすべての建物がメインとなると考えている。

**高橋委員**

道路が拡幅整備された後も、土地が空いたままの状態になるのではないかと心配している。市民が待ち望んでいる街並みにしてもらいたい。

**(活対)室長**

中央通は市の顔という認識がある。将来的に地権者の方々に再建していただくことで協議をしながら事業を進めている。

**大島委員**

**砂防ダムの管理について**

市内に何箇所あり、管理はどこが行っているのか。

**(土木)水沢主幹**

砂防ダムは道が維持管理しており、18河川に28箇所設置されている。

**大島委員**

雨が降り続いた7月下旬頃、沢から大量の土砂が豊井浜海岸に流れこんだと地元から連絡を受けた。原因は上流にある砂防ダムの水がオーバーフローしたものと近隣の方から聞き、土木部職員に協力依頼し調査したところ、ダムの中にはホームタンクやドラム缶が詰まっていた形跡があり、水圧でそれらが排水口から抜け出したために、一気に河川水が流れ出したものだという結論に達した。

今回は民家に被害はなく、大惨事にはいたらなかったが、今後、このようなことが起こらないように、市内にある他の砂防ダムについてもパトロールを強化するように要望したい。

**松本委員**

**公園整備について**

総合公園、地区公園及び近隣公園の整備に当たっては国の補助があるが、数年前から街区公園については市の単独事業となった。予算的問題から近隣公園については、老朽化や整備されていない地域もある。用地を確保しながら未整備のまま、そこに将来的に公園の整備を行う予定の箇所を示せ。

**公園課長**

公園の中で最も地域に親しまれている街区公園は、現在、68箇所が開設されている。要望が強い地域の開設、老朽化の著しい箇所の再整備については来年度から実施する考えである。

**松本委員**

最近の公園整備状況を見ると、1公園につき2年の期間をかけて、1,000万円程度の予算で実施しているようである。要望箇所もあるようだが、整備については優先順位が決まっているのか。

**公園課長**

用地が確保されていても遊具が設置されていないなどから未開設の公園が2箇所ある。これが整備されてから要望の強い箇所を優先に実施していきたい。

**松本委員**

これまでの街区公園は、遊具などにしてもどちらかというと画一的である。緑の多い公園が合う地域もあるであろう。今後は住民の要望を聞き入れながら地域特性を生かした新たな発想でリニューアルや整備を行ってほしいがどうか。

**公園課長**

ニーズが多様化しているため、地域住民と協議しながら実施したいと考えている。

**松本委員**

積極的な公園整備を要望するとともに、そのための予算要望も積極的に行うことが必要と考えるがどうか。

## 土木部長

まちづくりにおける公園整備は、少ないと言われている。どちらかといえば、従来、開発行為や区画整理等により、用地がしっかりと確保された郊外を重点的に公園整備を進めてきたところがある。現在、中心市街地の活性化に力を入れているが、都市型の公園と従前の郊外における公園の両方を見据え、関係部局と協議しながら精力的に公園整備に取り組んでいきたい。

## 新野委員

### 議案第21号について

- 桜E住宅の入居世帯数を示せ。
- 平均家賃額を示せ。
- 駐車場料金を示せ。
- 駐車場の除雪方法について説明せよ。
- 自治会の管理運営費を示せ。

## 住宅課長

- 1、2号棟合わせて89世帯である。
- 平均は取っていないが、収入区分の第1区分で言えば、月29,000円程度である。
- 1台につき月2,540円である。駐車台数は40台程度を確保している。
- 詳しいことは解らないが、自治会が発足されれば入居者には除雪費用として1世帯当たり700円程度の負担をしていただくことになるかと聞いている。
- 正確な金額は確認していないが、1号棟の自治会では、月2,500円から3,000円と聞いている。

## 新野委員

低家賃で住宅を提供している公営住宅としては、家賃以外の諸費用が非常に目に付くと思うがどうか。

## 住宅課長

入居者共通の費用としては家賃のほかに自治会費のみである。これが妥当かどうかについては、経済情勢も様変わりし、自治会費でまかなわれるエレベーター、除雪対策等についてはもはや時代の要請にともなって負担増につながっていると考えている。

## 新野委員

### 集会所について

- 市が用意した備品とその数を示せ。
- 上下水道の年間使用料の見込みを示せ。
- 会計年度の機関はどうなっているのか。

## 住宅課長

初年度は会費の積み立てがないため、備品として什器については市で用意したいと考えているが、椅子、机、座布団等については基本的に負担していただくことで考えている。その数については地域の方々と協議をさせてもらいたい。

ランニングコストとしては電気照明等があり、これには基本料金と使用料金がかかるため、正確に金額を示すことはできない。同規模の住宅から考えると水道と光熱費を合わせて年間8万円程度となる見込みである。費用については、実際に入居していただかなければ解らないことから、自治会や管理委員会と協議した中で進めてもらいたいと考えている。

4月から翌年3月までである。

### 新野委員

低家賃のため市営住宅に入居を希望するのであるから、備品等で入居者に負担をかけないように配慮願いたい。特に集会所を利用する地域住民の意見を十分に聞きながら購入を決めてもらいたい。

### 桜本通線について

平成15年に平磯線の海岸ルートが開通予定であり、築港地区とつながることにより、この路線の交通量の増大が見込まれる。また、望洋線から新光・朝里方面にもつながる市内でも重要な路線である。市として桜本通線を整備する考えはないのか。

### 土木部長

現況の渋滞を解決するために知識、情報を持った職員を集め全庁的に検討しているが、抜本的に全線拡幅工事を行うと、多くの住宅や商店に移転をお願いすることになる。そこで、現況の道路幅員17mのまま、例えば来年度の臨時市道整備において、右折車線を設ける工夫やバスベ이를整備することによって、交通の円滑化を図るなどの当面对策を検討しているところである。

果たして、工事に数年かけて全線を都市計画決定幅員18mに拡幅することが、地域住民や商店街にとってよいのかという問題もあるため研究させてもらいたい。

### 新野委員

地域住民は本線整備に期待していることから、来年度からの臨時市道整備事業において実施してもらい、その際は歩道下に側溝を通すなど、歩道幅員を狭めることなく道路拡幅を行う工夫をしてもらいたい。

また、マイカル小樽がオープンして初の冬を迎えるが、冬期間の除排雪についても以前より増して強化するよう要望する。

### 委員長

質疑終結

休憩 午後3時30分

再開 午後4時00分

### 委員長

討論に入る。

### 古沢委員

提出されている議案及び継続審査中の案件について態度表明をする。

議案第21号ないし第23号は原案可決、第24号は否決、継続審査中の案件である陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号については、いずれも採択を主張する。

議案第24号については、質疑の中で例に出した国税徴収法第76条において、行政に自立執行権を付与されている税務の滞納処分に当たってさえ、給与の差し押さえを禁止しているにも関わらず、訴えの提起をするものである。基本的には、行政が市民を訴えることは、できるだけ避けるべきということが我党の考えである。直接本人と会い、現在の生活実態と状況を把握して、打開の道を求めることが本市に求められていることではないのか。

継続審査中の案件については、21世紀プランにも謳われている「人に優しいまちづくり」が求められている中で、それぞれの陳情は願意妥当であると考え、採択を主張する。

なお、議案第22号については賛成するが、今後の受益者負担、料金改定に当たっては、基本的な計画を見直したわけであるから、市民の立場に立った検討を行ってもらいたい。

### 委員長

討論終結。順次採決する。

まず、議案第24号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号について、議案は原案可決と、陳情は継続審査といずれも賛成多数により継続審査と決定。

次に、議案第21号ないし第23号については、原案可決と、全会一致で決定した。

散会宣告。